

「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見(案)」に対する意見

日本郵政グループ労働組合

Ⅰ. 「改正民営化法」の意義と「所見(案)」の基本的受けとめ

「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」(以下、「改正民営化法」という。)の成立は、まず第1に、縦割りサービスの弊害の要因となっていた「郵便局会社」と「郵便事業会社」を統合させることで、利用者利便の向上をはかるとともに、間接部門の無駄をなくす等「経営の効率化」を促進すること。第2に、金融のユニバーサルサービスの提供を、持株会社である「日本郵政株式会社」と統合後の「日本郵便株式会社」に法律で義務付けたことにより、郵便・貯金・保険といった、国民生活に必要不可欠な基礎的サービスが将来にわたって提供されることが保証されたこと。第3に、銀行法、保険業法が全面的に適用される、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命のいわゆる金融二社に対する「上乗せ規制」について、政府の間接関与の度合いに応じて規制を緩和する内容となったこと等が、主要な改正ポイントであると理解しています。

この度、その改正内容に沿って、これまでの「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」(以下、「旧所見」という。)を見直し、新たに「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見(案)」(以下、「所見(案)」という。)として公表されたことを高く評価します。

その上で、民間企業として当たり前の経営の自由度の確保が、民営化を成功させるためには不可欠だということを強く主張します。ご承知のとおり、金融二社の提供する事業については、すでに政府保証はなく、他の民間金融機関等と同様に税金や預金保険料等を支払うなど、競争条件として有利性はない中で、限度額や新規業務の規制など、他の民間金融機関にない「上乗せ規制」により、経営の自由度が制約されているのが実情です。

経営の自由度なくして、日々変化していくお客様のニーズに的確に対応し、事業を発展させていくことはできません。事業展開が滞れば、お客様ニーズに対応できないだけでなく、経営基盤も弱体化し、将来的に郵便局ネットワークを維持していくこともままなくなります。

是非とも、お客様の利便を向上させるため、そして事業を発展させ、政府が保有する持株会社の株式をできるだけ高く売却し、復興債の償還財源の確保につなげるためにも、企業価値を高め、市場の評価を得られるよう郵政民営化委員会における調査審議がおこなわれますことを強く要請するものです。

Ⅱ. 「所見(案)」各項に対する意見

1. 郵政民営化と所見の意義

「事前に当委員会の方針を示すことによって、予見可能性を与え透明性を高めることが必要」とされた考え方を評価します。

2. 郵政民営化と新規業務

① 民営化の意義と金融二社のビジネスモデル

「旧所見」では「肥大化したバランスシートの規模を縮小する」とされていた考え方を、「所見(案)」では、「民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることが必要であり、その結果としてバランスシートの規模についても自ずから決まる」と見直されたことを評価します。

これまでの郵政民営化に至る論議においては、郵政事業の発展ではなく、日本郵政グループの規制強化ばかりが論点になってきたとの感が拭いきれません。他の事業者との公正な競争条件を確保するため、一定の配慮が必要であるということは十分理解しつつ、ユニバーサルサービスを担う企業として、どう持続・発展させていくのか、そして日本経済全体の活性化、国民の暮らしの安心・安定にどうつなげていくのか、という視点での調査審議を要請いたします。

② 金融二社の経営の現状

金融二社の構造的縮小リスクを抱えている経営現状を分析し、「このような傾向が今後とも続けば、全国の郵便局を通じてリテール・サービスを提供するという金融二社の製・販分離のビジネスモデルを維持することが困難となるばかりか、ひいては日本郵便株式会社のユニバーサルサービス責務の履行にも支障が出る」と懸念される」とした現状認識を共有します。

ゆえに、日本郵政グループ全体が成長でき得るビジネスモデルの構築が求められていると考えます。

③ 株式上場・処分の意義

日本郵政の株式処分が震災復興財源として位置づけられたことを踏まえ、「日本郵政の株式の早期上場に向けた準備を進めるとともに、金融二社の株式処分に係る方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすこと」との認識が示されていますが、第一の目標は、日本郵政グループの公益性を含めた企業価値の最大化による日本郵政の評価であり、ひいては震災復興に向けた「税外財源」として日本郵政の株式評価の最大化が求められていることを認識しなければなりません。その上で、金融二社の株式処分についての考え方が導き出されるものであり、早急な金融二社の

株式処分に係る方針の明確化は求めるべきではないと考えます。

④ 政府保証の廃止及びそれに伴って必要となる措置

「旧所見」においても、「民営化の実施後も『暗黙の政府保証』が残存するというパーセプションは、預金者・加入者等の誤解に基づくもの」との認識が示されていましたが、「所見(案)」においても、同様の認識を踏襲し、「政府保障に対する誤解は払拭されつつあるが、関係各方面において、引き続き積極的に努力すべき」との認識が示されていることを共有しつつ、「払拭する努力」を打ち消す「吹聴」を厳しく指摘するべきです。

⑤ 内部監査・コンプライアンス態勢等の整備

「所見(案)」と同様の認識を共有します。

⑥ 利用者保護及び検査監督体制

「所見(案)」と同様の認識を共有します。

3. 新規業務に関する調査審議の方針

(1) 基本的な考え方

① 共通的な視点

ア 利用者利便の向上

「旧所見」には、最も重要な視点として、「金融二社と関係業界の利害の調整ではなく、……利用者にもたらされる利便性の向上である」との認識が示されていましたが、「所見(案)」では、関係業界との利害の調整よりも利用者利便の向上が優先される表現が見て取れません。あらためてそのことの明記をおこなった方が、より考え方が明確になると考えます。

イ 適正な競争関係の確保

適正な競争関係の確保については、「事前の競争制限ではなく、事後の適正な競争関係の確保を図るものとすべき」との考え方を評価します。言うまでもなく、義務づけられた金融サービスを含むユニバーサルサービスを提供するためのコストは、郵政事業全体の財務の中から調達することとなっており、そのコスト負担も含めた適正な競争関係の確保が必要です。

ウ 金融二社の経営状況

「所見(案)」と同様の認識を共有します。

② 業務の特性に応じた調査審議の準則

業務の特性に応じた調査審議の準則として、「定型的業務か、非定型的業務か」、「市場価格の存在する業務か、相対で価格形成をおこなう業務か」、「資産負債総合管理（ALM）からみて

緊急性の高い業務か、低い業務か」、「コア・コンピタンスとの関係が強い業務か、弱い業務か」等の準則が示されました。

いずれにせよ、郵便・貯金・保険の各事業については、市場構造の変化やその他の社会的要因などにより、郵便物数、貯金残高、保険契約件数のいずれにおいても右肩下がりになっているという事実は現状認識のとおりであり、日本郵政グループはこうした構造上の課題を抱えつつ、さらに一定の制約条件の下で事業を運営していかなければならないことから、これらをどのように解消しながら「経営の安定化」をはかっていくのかが今後の大きな課題であると考えています。

そうした中で「新規事業」への進出は、日本郵政グループの「持続可能な経営」を実現するためには避けて通れず、一日も早い新商品・新サービスの開発と事業開始が必要です。

（２）当面の対応

① 新規業務開始のタイミングについての考え方

「既存の業務の見直しであるもの、他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの等については、調査審議を開始することに支障はない」との考え方を評価します。また、「その他の新規業務については、上場に向けて市場の評価を高めることが期待できる適切なタイミングでの実施が課題」とありますが、金融二社の厳しい経営状況や、日本郵政の株式上場を考えれば、金融二社におけるその他の新規業務についても、早期に実施可能とする必要があるものと考えます。

② 個別業務の調査審議についての考え方

「具体的な要件と条件の設定については、個別業務ごとに異なる。これらについては、当委員会の委員が実態を更に調査した上で、要件や条件について審議を行っていく」との考え方を理解しつつ、個別調査審議の過程においては、日本郵政グループ全体の社会的使命と経営状況を十分に勘案されることを要請いたします。

Ⅲ. その他、意見

（１）金融二社における「限度額の撤廃」もしくは「引き上げ」

「旧所見」においては、いわゆる「限度額の撤廃」についてもふれられていましたが、「所見(案)」においては「限度額の撤廃」もしくは「引き上げ」について考え方が示されていません。国会審議において「当面は引き上げないことが適当」とされていますが、本来金融二社は民営化された銀行と生命保険会社であり、加

えて、厳しい経営状況を勘案すれば、できるだけ早期に限度額規制を緩和することが必要です。限度額政令を改正するときは「郵政民営化委員会の意見を聴かなければならない」とされていることから、この点についても検討いただくよう要請いたします。

(2) 小規模郵便局における業務運営に対する配慮

小規模郵便局における金融検査・監督については、国会での議論や郵政事業に係る役割の確保に関する規定が設けられたという趣旨に鑑み、できる限り業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮いただくよう要請いたします。

(3) 金融二社からの委託手数料に係る消費税免除

郵便・貯金・保険におけるユニバーサルサービスを提供するためのコストは、郵政事業全体の財務の中から調達することとなっていることは理解しつつも、「受益者負担」でもなく「政府補助」も一切行われないうちでの自助努力には限界があります。成立した「消費税引き上げ法案」への対応も含め、金融二社からの委託手数料に係る消費税の免除について検討いただくことを要請いたします。

以上